

令和6年度(下期) 交通事故巡回相談日程表

※2日前(土、日、祝日を除く)までに予約が必要です。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、急遽日程を変更・中止する場合があります。

管轄	月日 場所	お問合せ先	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			日 曜	日 曜	日 曜	日 曜	日 曜	日 曜
本所	銚子市	0479(24)8734	21月	11月	9月	20月	10月	10月
	船橋市	047(436)2787	10木	14木	12木	9木	13木	13木
			24木	28木	26木	23木	27木	27木
	茂原市	0475(20)1505	25金	22金	20金	24金	28金	21金
	成田市	0476(20)1527	8火	5火	3火	7火	4火	4火
	佐倉市	043(484)6152	2水	6水	4水	15水	5水	5水
			16水	20水	18水		19水	19水
	東金市	0475(50)1119	7月	11月	2月	6月	3月	3月
	旭市	0479(62)5396	21月	18月	16月	20月	17月	17月
	習志野市	047(453)9304	3木	7木	5木	9木	6木	6木
	勝浦市	0470(73)6640		26火		28火		18火
	八千代市	047(421)6718	23水	27水	25水	22水	26水	26水
	四街道市	043(421)6107	23水	27水	25水	21火	26水	26水
	八街市	043(443)1420	18金	15金	20金	17金	21金	21金
	印西市	0476(33)4071	18金	15金	20金	24金	21金	21金
	白井市	047(401)4081	30水	27水	25水	29水	26水	26水
	富里市	0476(93)1117	8火	12火	10火	14火	12水	11火
	匝瑳市	0479(73)0088	4金	8金	6金	10金	7金	7金
香取市	0478(50)1248	8火	12火	10火	14火	18火	11火	
山武市	0475(80)1271		28木		23木		27木	

管轄	月日 場所	お問合せ先	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			日 曜	日 曜	日 曜	日 曜	日 曜	日 曜
本所	いすみ市	0470(62)2000		12火		14火		11火
	大網白里市	0475(70)0342	10木	14木	12木	9木	13木	13木
	九十九里町	0475(70)3107		13水		15水		19水
	長南町	0475(46)2111				17金		
	大多喜町	0470(82)2111					19水	
東葛飾支所	市川市	047(712)8529	22火	12火	24火	14火		11火
				26火		28火	25火	25火
	行徳支所			3火		4火		
	野田市	04(7123)1068	11金	8金	13金	10金	14金	14金
			25金		27金		28金	
	いちいのホール		22金		24金		28金	
	柏市	04(7167)1115	2水	6水	4水	8水	5水	5水
	流山市	04(7158)1616	21月	18月	16月	20月	17月	17月
	我孫子市	04(7185)1369		11月	9月		10月	10月
	鎌ヶ谷市	047(445)1274	18金	15金	20金	17金	21金	21金
浦安市	047(712)6500	28月	11月	9月	27月	10月	10月	
			25月	23月			24月	
安房支所	木更津市	0438(38)3089	9水	13水	11水	8水	12水	12水
			16水	20水	18水	15水	19水	19水
	君津市	0439(56)1395	7月	18月	2月	6月	3月	3月
			21月	25月	16月	20月	17月	17月
	富津市	0439(80)1252	15火	11月	9月	14火	10月	10月
袖ヶ浦市	0438(62)3102	23水	27水	25水	29水	26水	26水	

自動車損害賠償責任保険(強制保険) の請求に必要な基本書類一覧表

加害者 請求		提出書類名	被害者 請求	
死亡	傷害	仮渡金請求の際に提出した書類は、保険金 あるいは損害賠償額請求のときには、再提出 の必要はありません。	死亡	傷害
保険金			損害賠償額	
●	●	保険金(または損害賠償額)支払請求書★	●	●
●	●	交通事故証明書	●	●
●	●	事故発生状況報告書(事故現場の見取図)★	●	●
	●	診断書及び診療報酬明細書★		●
●		死体検案書または死亡診断書	●	
●		戸籍謄本	●	
●	●	請求者の印鑑証明	●	●
○	○	委任状(委任者の印鑑証明添付のこと) 請求権・受領権を委任する場合に必要です。	○	○
○	○	示談書★ 領収書		
○	○	看護費、交通費、雑費等の明細書・領収書等	○	○
○	○	休業損害に関する証明書★	○	○

- (1) ●印は、必ず必要な書類です。
○印の書類は、係の説明を聞いてそろえてください。
★印の用紙は保険会社の窓口に備えてあります。
- (2) 被害者が2名以上の場合は、請求書はそれぞれ別々に作成することになります。
- (3) 保険請求の时效
被害者の場合は、事故が起こってから3年以内、加害者の場合は被害者に賠償してから3年以内に保険会社に請求しないと时效になります。
- (4) この一覧表は、各事故に共通して必要な基本書類を示したもので、事故によっては、これ以外の書類が必要となる場合もあります。

県のホームページで交通事故相談Q&A等をご覧になれます。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/soudan/jiko/index.html>



交通事故相談所の案内

相談は
無料です

交通事故に遭った場合、損害賠償請求などさまざまな問題が生じます。また、これに伴い、心のケアが必要になることもあります。県では交通事故に遭いお困りの方のため、専任相談員及び心の相談員(本所)からなる交通事故相談所を下記のとおり設置しています。相談案件のよりの確で効率的な解決を図るために、早い時期に相談されることをおすすめいたします。ただし、調停中・裁判中の相談についてはお受けできません。また、裏面の市・町において、巡回相談を実施していますので、お気軽にご利用ください。相談は電話でもお受けします。なお、個人情報は交通事故相談の目的以外に使用しません。

相談所所在地	本所	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎2階) 交通事故相談所 (043)223-2264
	東葛飾支所	〒271-8560 松戸市小根本7(東葛飾合同庁舎4階) 交通事故相談所 東葛飾支所 (047)368-8000
	安房支所	〒294-0045 館山市北条402-1(安房合同庁舎1階) 交通事故相談所 安房支所 (0470)22-7132
相談時間	午前9時～12時、午後1時～5時(土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く) [受付は午後4時30分まで] できるだけ予約をしてからのお越しをお願いします。	
主な相談内容	損害賠償関係、示談の進め方、自賠責保険請求の仕方、心のケア(本所)など	
巡回相談	県内34市町(裏面参照) 午前10時～12時、午後1時～3時 土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。 ※相談日2日前(土・日、祝日除く。)までに予約をお願いします。 詳細は各市・町にお問い合わせ下さい。	



千葉県交通事故相談所

